

新たな移動手段の導入に向けた検討支援業務

業務仕様書

委託期間 契約日～令和9年2月5日

令和8年8月

兵庫県洲本市

1 件 名

新たな移動手段の導入に向けた検討支援業務

2 契約期間

契約日から令和9年2月5日（金）までとする。

3 業務目的

洲本市では、洲本温泉街を中心とした観光客の来訪があり、淡路島全体での観光客数増加に伴い今後さらに観光を中心とした来訪者数の増加が期待されている。一方、公共交通機関での移動手段に乏しい本市では、観光の来訪手段は主に自家用車であり、その結果、市の中心市街地近辺のエリアでは駐車場不足等に伴う渋滞が発生するなど、オーバーツーリズムの課題を抱えている。また、公共交通機関で訪れた来訪者（免許を持たない都市部若年層・免許返納した高齢層・インバウンドなど）は移動手段が限られているため、市内の観光地の中でも来訪可能なスポットが限定されている状況にある。

これらの交通課題に対し、既存の交通事業者だけでは、人手不足や採算性の問題から地域全体の移動ニーズをきめ細かく満たすことが困難な状況にある。そのため、本業務では、「誰が・どこで・どのように移動に困っているか」を観光客目線で明確に把握し、その課題に応じた小規模かつ実効性のある多様なモビリティ（ライドシェア、デマンド交通、シェアサイクル、電動キックボード等を含む）の導入を検討することを目的とする。これにより、多様な観光客の利便性向上と地域交通の持続可能性を両立させる方策を探り、交通課題の解決や「車以外でも洲本を楽しめる観光アクセス」の実現を目指す。

なお、調査の実施にあたっては、洲本市で実施しているシャトルバスの実証運行等、他の事業とも連携を図りながら業務を推進することとする。

4 業務内容

本業務は、観光客増加に伴う洲本市の交通課題、特に自家用車利用による渋滞や公共交通の利便性不足を解決するため、新たな移動手段の導入可能性を多角的に検討するものである。なお、新たな移動手段の導入（設置）想定地域は、市内中心市街地（別紙参照）を主な対象とする。

(1) 市内地域公共交通の状況整理及び課題分析

市内の公共交通を利用した移動手段について、整理を行う。運行ルート、運行本数等の運行データを整理することにより、特に交通結節点と観光地の移動、観光地間の移動について、移動が難しい場所や時間帯等の課題について把握する。

(2) 観光客に対する公共交通利用に関するアンケート調査の実施

洲本バスセンター及びその周辺の宿泊・観光施設の観光客に対し、アンケート調査を実施する。アンケートは300件程度の回収を想定し、市内の来訪地と移動手段の状況や自家用車を使用しない場合の心理的ハードル、ライドシェア等の新しい移動手段に

対する受容性（抵抗感の有無や利用意向）などについて調査する。

(3) 交通事業者に対するヒアリング調査の実施

バス事業者、タクシー事業者等の既存の交通事業者に対し、市内における交通の課題や観光客の利用状況、ライドシェア等の新しい移動手段導入を検討する上での懸念事項、今後の事業の展望等についてヒアリング調査を実施する。

(4) 新たな移動手段の比較検討

市内の交通状況の課題を踏まえ、課題に対する対応策として適切な移動手段について、新たな手法を検討し、提案する。提案にあたっては、「車以外でも洲本を楽しめる観光アクセス」の実現に向けた多様なモビリティ手段を比較検討すること。評価にあたっては、「導入コスト（初期・維持）」「法規制への対応」「運営主体の確保可能性」「観光客の利便性」「既存事業者との競合回避策」などを項目として定量・定性的に評価すること。

(5) 交通施策の専門家に対する意見聴取の実施

交通施策に関する専門家に対して意見聴取を実施し、洲本市における新たな移動手段の導入について、専門的な知見を得る。加えて（４）の検討結果に対し、客観的なフィードバックを得て、再検討するプロセスを組み込むこと。また、導入検討にあたっての法的論点や国の補助金活用等のアドバイスも適宜受けること。なお、交通施策の専門家については、受託者からの提案に基づき、委託者と協議の上、その選定を行うものとする。

(6) 調査内容の分析及び今後の方向性の整理

上記（１）～（５）の調査結果を総合的に分析し、市内外の交通ニーズと課題に対する今後の新たな移動手段を用いた取組について、方向性を整理する。また、調査結果を基に、「短期（実証実験）」「中期（本格導入）」「長期（定着）」に分けた段階的な導入計画（ロードマップ）を提案すること。当該ロードマップにおいては、提案する各モビリティの導入（設置）候補地を、その選定理由、期待される効果とともに具体的に明示すること。加えて、事業継続性の観点から、行政、交通事業者などがどのように役割分担をするべきかという「運営体制のスキーム案」を提示すること。

5 提案事項等

企画提案書においては、募集要項の審査表及び本仕様書に沿って下記内容を提案すること。（様式自由。ただし、表紙を除いてA4サイズ両面10枚以内で作成し、各業務内容や実施体制・実施スケジュール、実績などについて項目を立てて記載すること）。また、見積金額については、「４．業務内容」の実施にかかる一切の費用を含めて見積もること。

(1) 各業務内容について

- 本市の観光分野及び交通分野における現状認識や課題の把握
- 本業務を遂行する上での基本方針（コンセプト）について
- 業務内容（１）～（６）へのアプローチ方法について

- 独自の提案や創意工夫した点など
- (2) 実施体制及び実施スケジュール
 - 観光分野及び交通計画分野に精通した人員配置を明確にした実施体制図を提示すること
 - 本業務の開始から完了までの詳細なスケジュールを提案すること
- (3) 実績・経験
- (4) 見積金額

6 納品物・納品方法等

本業務の受託者は、本業務の履行期限内に下記に関する書類等を納品すること。

(1) 実績報告書

以下の項目を記載し、紙とデータで納品すること。

- ア 市内交通課題分析図（サマリー資料）
- イ 観光客等向けアンケート調査生データ及び分析集計結果
- ウ 交通事業者等へのヒアリング調査結果要旨
- エ ライドシェア等の新たな移動手段導入に向けた検討報告書（各モビリティ手段比較評価表の作成、課題解決に最も適した推奨モデルの提示、論理的根拠の明記、導入時におけるリスクと対策などを明記すること）
- オ 交通施策専門家からのアドバイス・意見書
- カ 今後の取組に向けた「ロードマップ（工程表）」
- キ 業務完了届（本市が指定する様式による）
- ク その他本市が必要と認めるもの

(2) 提出先

洲本市産業振興部商工観光課

7 受託者の責務

- (1) 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の実施状況を把握すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 業務の運営、実施における関係者との交渉・協議、その他事業にあたっての必要な資料・備品等の準備は原則として受託者が行うこと。
- (5) 業務の一括再委託の禁止

当業務の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

8 支払い方法

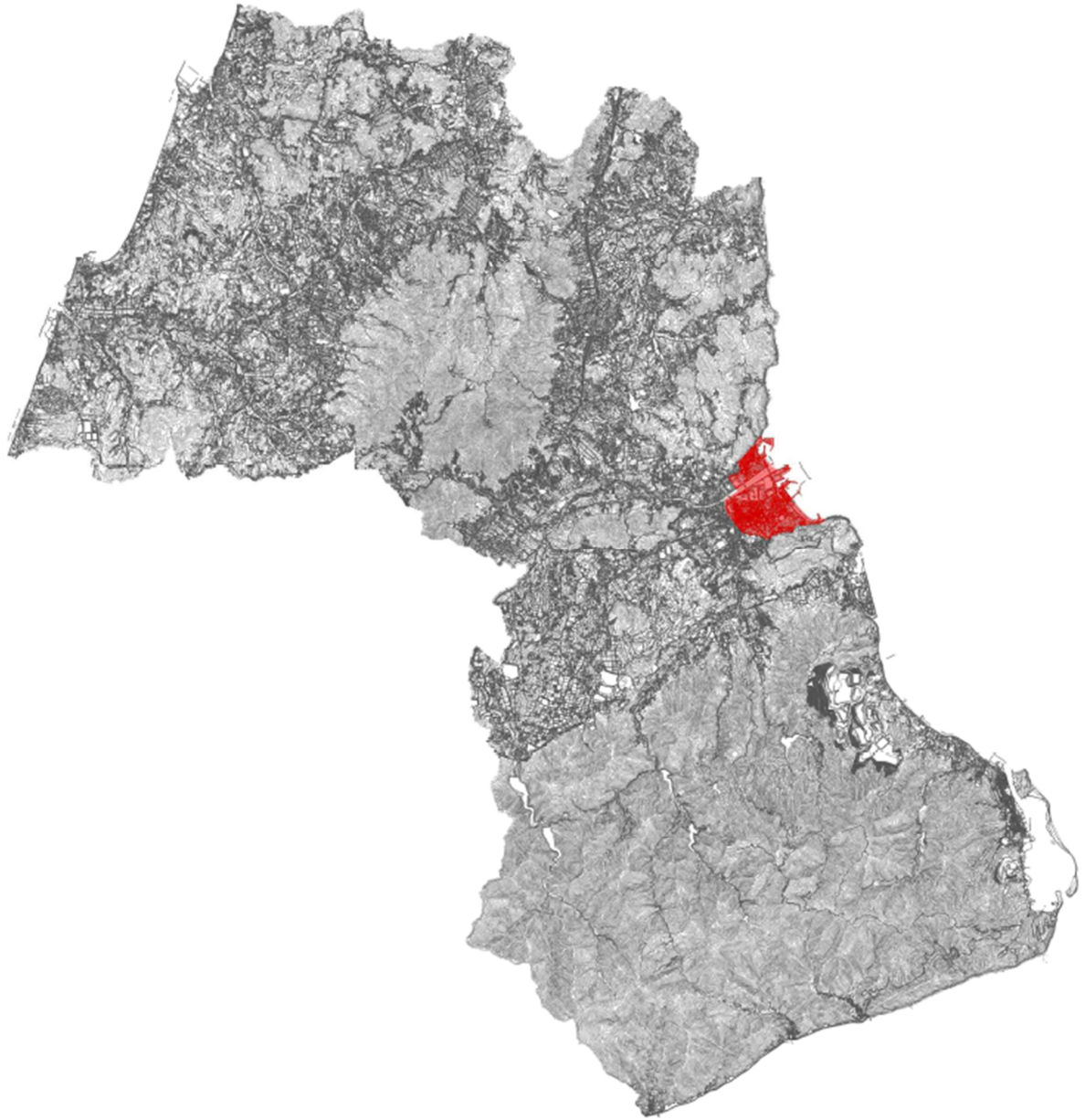
業務の履行確認後、受託者の適正な請求に基づき、業務終了後に支払うものとする。

9 その他

- (1) 本業務に係る成果物等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。
- (2) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵（契約不適合）が発見された場合は、受託者は本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (3) 本業務において、疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議を行うものとする。

(別紙 1)

洲本市中心市街地エリア（区域：洲本市本町、栄町、山手、海岸通、塩屋、炬口）全体図



(別紙2)

洲本市中心市街地エリア（区域：洲本市本町、栄町、山手、海岸通、塩屋、炬口）詳細図

